

## 連結法人に係る行為計算否認規定の適用事例（東裁（法）令7第6号）

### －法人税法132条の3を巡る初の裁決事例の登場と実務への影響－

ビジネス・タックス・ローニューズレター

2025年12月22日号

執筆者:

伊藤 剛志

[t.ito@nishimura.com](mailto:t.ito@nishimura.com)

増田 貴都

[t.masuda@nishimura.com](mailto:t.masuda@nishimura.com)

## I はじめに

東京国税不服審判所は、2025年7月1日、法人税法132条の3（連結法人に係る行為計算否認規定）の適用を肯定する裁決を行いました（東裁（法）令7第6号。以下「**本件裁決**」）<sup>1</sup>。本件裁決は、2002年に連結納税制度が創設されて以来、初めて同条の適用が争点となった裁決事例と考えられ、実務上、注目に値します。なお、2022年以降、連結納税制度に代えてグループ通算制度が始まり、法人税法132条の3も通算法人に係る行為計算否認規定へと改められています。もっとも、同条の基本的な構造は概ね維持されているため、本件裁決は現行の法人税法132条の3の適用判断においても参考となる事例といえます。本件裁決は本ニュースレター執筆時点では裁決事例集等には未掲載であることから、読者の便宜を考慮して内容を幅広く引用しつつ、本ニュースレターにて分析を加えます<sup>2</sup>。

## II 事案の概要

### 1. X社らの繰越欠損金の切捨て回避：P社連結納税への加入と離脱

#### (1) 本件株式交換1によるP社連結納税への加入

P社はX社（当時、上場会社）を持分法適用関連会社としていましたが、更なる連携強化等のためX社を100%子会社化して上場を廃止すること（以下「**本件ゴーイング・プライベート**」）を計画しました。

そこで、2017年3月1日に効力発生する非適格株式交換（以下「**本件株式交換1**」）によって、P社はX社を100%子会社化しました。その結果、X社と同社を連結親法人とする連結納税グループ（以下「**旧X社連結納税**」）の連結子法人（以下「**X社子法人**」といい、X社と併せて「**X社ら**」）が、P社を連結親法人とする連結納税グループ（以下「**P社連結納税**」）に加入了しました。X社らは、非適格株式交換によってP社連結納税に加入了ため、加入前に有していた繰越欠損金を特定連結欠損金額（その連結法人の個別所得を上限に使用可能な連結欠損金額）として引き継ぐことが認められた特定連結子法人（法人税法81条の9第

<sup>1</sup> 本ニュースレター執筆に当たり本件裁決の裁決書を情報公開制度を利用して入手しました。なお、公開された裁決書のうち請求人名等は不開示とされていますが、本件裁決で争われているのは、その内容に照らすと、2024年3月頃に報道等されていた事案（2024年3月20日付け日本経済新聞電子版「光通信の子会社、70億円申告漏れ 連結納税巡り国税指摘」等）であると推測されます。

<sup>2</sup> なお、情報公開制度により開示された本件裁決の裁決書の写しは一部が不開示とされており、本件と推測される報道やその他の公表資料・公開情報に照らして事実関係を推察しています。本ニュースレター記載の事実関係に誤りを含む可能性がある点、ご留意ください。

2 項 1 号<sup>3)</sup> には該当せず、そのまま何もしなければ、X 社らの本件株式交換 1 の直前における連結欠損金個別帰属額（以下「**X 社ら旧欠損金個別額**」）は切り捨てられる状況になりました。

## （2）本件株式交換 2 による P 社連結納税からの離脱

しかし、P 社連結納税の連結事業年度の末日（2017 年 3 月 31 日）の前日（2017 年 3 月 30 日）に P 社グループ内での再編（「**本件株式譲渡**」及び「**本件株式交換 2**」）が実行され、P 社と X 社の間に、P 社が直接・間接に 99% 超を保有している子会社である A 社が介在するような資本関係が形成されたことで、P 社と X 社との間の連結完全支配関係が失われ、X 社らは P 社連結納税を離脱しました。すなわち、X 社らは、P 社連結納税に本件株式交換 1（2017 年 3 月 1 日）で加入後、その連結事業年度の末日（2017 年 3 月 31 日）を迎える直前に P 社連結納税から離脱しており、P 社連結納税の連結申告には一度も参加しませんでした。

## （3）連結納税に加入した事業年度中に離脱すると繰越欠損金は切り捨てられない

前記（1）及び（2）の P 社連結納税への加入と離脱に伴い、X 社らは、2017 年 3 月 1 日から同月 29 日までのみなし事業年度（以下「**本件みなし事業年度①**」）に係る連結法人としての単体申告（以下「**X 社ら単体申告①**」）と、同月 30 日から同月 31 日までのみなし事業年度（**本件みなし事業年度②**）に係る単体法人としての申告（以下「**X 社ら単体申告②**」）をそれぞれ行うことになりました。ここで、本件のポイントとなるのが、X 社らは、P 社連結納税に加入後、その連結事業年度の末日（2017 年 3 月 31 日）を迎える前に、P 社連結納税から離脱したので、X 社ら旧欠損金個別額は切り捨てされることなく、X 社ら単体申告①において、その単体欠損金額（以下「**X 社ら単体欠損金額**」）として引き継がれる点です（下図参照）。

P 社	2017 年 3 月期連結事業年度						
	2016/4/1	2017/3/31			4/1		
		2017/3/1 付 本件株式交換 1 (連結加入)			2017/3/30 付 本件株式交換 2 (連結離脱)		
X 社 ら	2016/4/1 2/28 みなし 事業年度 (旧 X 社連結納税)	3/1 <b>本件みなし 事業年度①</b> (P 社連結納税の連結法人としての単体申告)	3/29	3/30 <b>本件みなし 事業年度②</b> (単体申告)	3/31	4/1	

※ 連結納税からの離脱時には、法人税法 57 条 9 項 2 号により、連結納税に加入後、連結事業年度を一旦経由したことがあれば、それ以前に生じた繰越欠損金はなかったものと扱われた上で、それでも残っている連結欠損金個別帰属額があれば、同条 6 項により、連結欠損金個別帰属額がその法人の離脱後の欠損金額と見做される。換言すれば、連結納税への加入後、その事業年度中に連結納税から離脱したことで 1 回も連結申告に参加しなかった法人は、連結納税への加入前の繰越欠損金を離脱後もそのまま利用できる。

<sup>3</sup> 本ニュースレターでは、説明の便宜のため、法人税法等の法令の条文は特に断らない限りはその適用当時のもの（主としてグループ通算制度への移行前のもの）を参照しています。

## 2. 切捨てを免れた繰越欠損金の利用：X 社傘下に黒字子会社を複数ぶら下げ連結納税開始

### (1) 新 X 社連結納税の形成

本件では X 社ら旧欠損金個別額の切捨てを回避しただけでなく、さらに加えて、P 社連結納税からの離脱後の X 社らの動向にも焦点が当てられています。まず、P 社連結納税からの離脱と同日に、X 社は資本金を 10 億円から 1 億円に減資（「**本件減資**」）したため、繰越控除限度額の制限が緩やかな中小法人等に該当することになりました。加えて、X 社らは、翌日（2017 年 4 月 1 日）には決算期を 3 月末から 6 月末へと変更しつつ（以下「**本件決算期変更**」）、X 社を連結親法人とし、最初の連結事業年度の開始日を 2017 年 7 月 1 日とする連結納税（以下「**新 X 社連結納税**」）の申請（以下「**本件再申請**」）を行ったようです<sup>4</sup>。その後、X 社らは連結納税の承認があったものとみなされた（X 社らは、もともと、連結納税の承認を受けていたことから、X 子会社は同法 81 条の 9 第 2 項 1 号に規定する特定連結子法人に該当していたものと思われます）ため、連結事業年度開始日の前日（2017 年 6 月末）時点での X 社らの単体欠損金額の大部分（以下「**X 社ら新欠損金個別額**」）が、新 X 社連結納税の連結欠損金額（X 子会社の単体欠損金額については特定連結欠損金額）とみなされることになりました。

### (2) P 社の関連法人の新 X 社連結納税への加入と欠損金の利用

新 X 社連結納税には、X 社らだけでなく、本件株式交換 2 で X 社の傘下に入ったα社及びβ社（審判所によれば、α社及びβ社は黒字が見込まれる法人であったとされます）も加わっていたほか、P 社の関連法人が複数加入しました。すなわち、X 社が P 社の複数の関連法人を含む 8 法人の全部の株式を取得したこと、これらの法人も新 X 社連結納税に加入しました（以下「**本件交換 2 後加入**」）。そして、新 X 社連結納税の 2018 年 6 月連結事業年度及び 2019 年 6 月連結事業年度（以下「**本件各連結事業年度**」）の連結所得の計算上、X 社ら新欠損金個別額が損金算入されたようです。なお、このように、X 社ら新欠損金個別額が本件各連結事業年度に損金算入されるのと前後して、大半の連結子法人が新 X 社連結納税を離脱しました。

その後、原処分庁は法人税法 132 条の 3 を適用して、本件各連結事業年度における以上の連結欠損金額の損金算入を認めない旨の更正処分等を行い、その取消しを求めて納税者は不服申立てを行いました。

## 3. 審判所による「本件一連の行為」の総括

審判所は、繰越欠損金の切捨て回避の起因となった本件株式交換 2 の評価が本件の中心的な争点であると認めつつ（前記 1）、切捨てを免れた繰越欠損金のその後の利用（前記 2）に関連する諸行為（①本件株式交換 1、②本件株式譲渡、③本件株式交換 2、④本件減資、⑤本件決算期変更、⑥本件再申請、⑦本件交換 2 後加入）をまとめて「**本件一連の行為**」と呼び、これを検討している点は特筆に値します（後記 III(2) 参照）。審判所による本件一連の行為の概要のまとめは次に引用するとおりです。なお、本ニュースレターでは逐一引用しませんが、審判所は、P 社の社内メールや内部文書にみられる税務検討状況の分析に相当な紙幅を割いており（裁決書本体 47 頁のうち約 10 頁分）、それが次に引用する「**本件一連の行為**」に対する審

<sup>4</sup> 情報公開制度により開示された本件裁決の裁決書の写しによると、X 社らは 2017 年 3 月 31 日に X 社を連結親法人とする連結納税の承認申請書を所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出していることが推察されます。そして、本件の争点となった連結事業年度は 2018 年 6 月期及び 2019 年 6 月期であることが報道等から窺われるところ、連結納税の承認申請書は最初の連結事業年度としようとする期間の開始日の 3 月前までに提出することとされていた（法人税法 4 条の 3 第 1 項）ことから、X 社らは決算期を 6 月末に変更し、2017 年 7 月 1 日から X 社を連結親法人とする連結納税を開始したものと推察されます。

判所の評価に影響を与えたように見受けられます。P 社の社内メールや内部文書の具体的な税務検討の内容は不開示とされており、その詳細な内容は明らかではないものの、実務上は留意すべきと思われます。

「〔…〕本件一連の行為の概要をまとめると以下のとおりとなる。

(イ) 〔…〕〔P 社〕は、〔…〕上場していた〔X 社〕との間の業務の連携の強化のため、〔X 社〕を完全子会社にして非上場化すること（本件ゴーイング・プライベート）を計画したところ、必要な資金や買収に伴うリスク等の理由から、〔P 社〕の株式と〔X 社〕の株式との株式交換による〔X 社〕の完全子会社化を行うこととなった。しかし〔…〕、株式交換による完全子会社化の組織再編の方法によれば、〔X 社〕は〔P 社連結納税〕に加入せざるを得ず、その場合、〔X 社ら旧欠損金個別額〕を〔P 社連結納税〕に持ち込むことは困難で、仮に持ち込めたとしても、〔X 社〕は連結子法人として〔P 社連結納税〕に加入することとなり、〔X 社ら旧欠損金個別額〕のうち〔X 社〕の有する欠損金個別額〔…〕は〔P 社連結納税〕の特定連結欠損金額となるから、今後の〔X 社〕の所得の見込みからして、これを期限切れとなる前に使い切ることは困難な状況にあった。

(ロ) 上記の問題を解消するため〔…〕本件一連の行為を計画した上で、本件株式交換 1 によって〔X 社〕が〔P 社連結納税〕に加入してから 1 か月足らず（〔P 社連結納税〕における最初連結事業年度終了の日の前日）で本件株式交換 2 を行うことによって〔X 社〕が〔P 社連結納税〕から離脱し、〔X 社ら〕が有していた〔X 社ら旧欠損金個別額〕は、〔X 社ら単体欠損金額〕として引き継がれた。

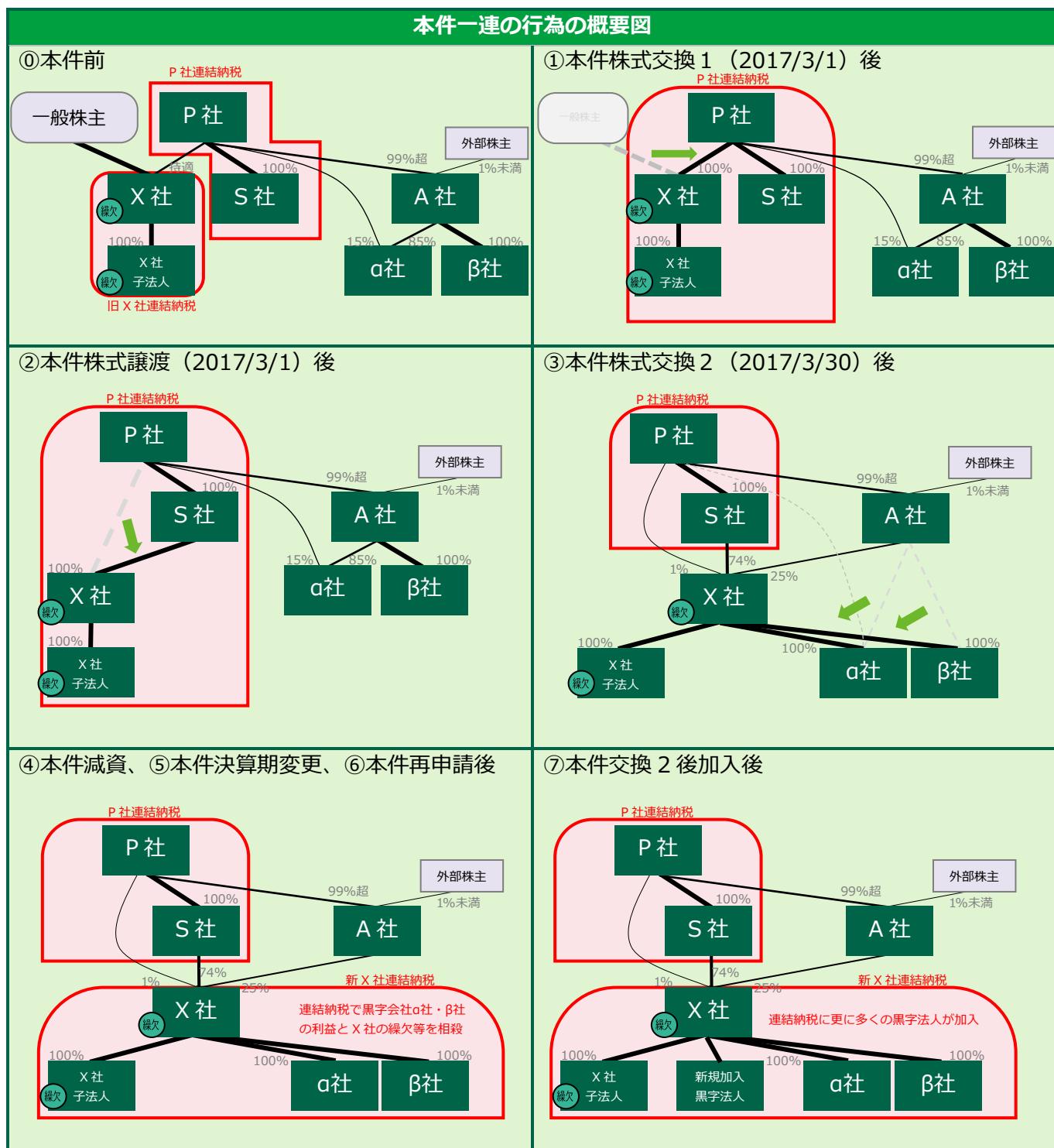
なお、〔…〕本件株式交換 2 によって、〔X 社〕における〔P 社〕による連結完全支配関係は消滅したもの、〔P 社〕以外では、〔P 社〕が発行済株式の 99%超を直接又は間接に保有する〔A 社〕が〔X 社〕の発行済株式の約 25%を取得したのみであり本件株式交換 2 の後においても、実質的に〔P 社〕による完全支配関係と同等の支配関係が継続していたと認められる。〔…〕事業上の観点からしても〔A 社〕が〔X 社〕の株式を保有することについて、特段の意義を見いだすことはできない。

そして、本件株式交換 2 により、〔α社・β社〕において〔X 社〕による完全支配関係が生じたが、これらの法人は黒字見込み法人であり、〔…〕後に開始する〔新 X 社連結納税〕において、〔X 社ら〕が持ち込んだ連結欠損金額（〔X 社ら新欠損金個別額〕）を短期間に消化することを予定して、当初の計画において〔新 X 社連結納税〕の連結子法人とする法人として選定された法人であった（〔α社・β社〕の発行済株式の全部又は一部を〔A 社〕が保有していたが、〔A 社〕の発行済株式の 99%超を〔P 社〕が直接又は間接に保有していたことを踏まえると、これらの法人も、本件株式交換 2 の前後を通じて、実質的に〔P 社〕による完全支配関係と同等の支配関係が継続されていたと認められる。）。

(ハ) 〔…〕本件株式交換 2 によって、〔X 社ら旧欠損金個別額〕は〔X 社ら単体欠損金額〕として引き継がれ、また、〔…〕本件再申請の承認があったものとみなされたことにより〔新 X 社連結納税〕が開始し、〔X 社ら単体欠損金額〕は、〔新 X 社連結納税〕において生じた〔X 社ら新欠損金個別額〕とみなされることとなった。

そして、〔…〕、本件株式交換 2 と同日に行われた本件減資により、〔新 X 社連結納税〕における連結欠損金額の繰越控除の限度額が拡大され、〔…〕、本件各連結事業年度において〔X 社ら新欠損金個別額〕に係る連結欠損金額相当額の大半が損金の額に算入され、〔旧 X 社連結納税〕で生じた〔…〕〔X 社ら旧欠損金個別額〕は、本件一連の行為に係る計画の見込みどおり、ほぼ全て消化された」（強調は引用者による）

本件一連の行為の概要を以下に図示しました。前述の引用箇所のとおり、審判所は、本件株式交換2後もP社とX社との間には『完全支配関係と同等の支配関係』が継続していると述べており、この点が本件裁決の特徴と言えます。この『完全支配関係と同等の支配関係』という表現は、本件裁決の全体を通じて繰り返し用いられるキーワードとなっています（後記III2(2)・3・5(2)を参照）。



### III 裁決の概要と若干のコメント

#### 1. 本件裁決における法人税法 132 条の 3 の解釈

##### (1) 法人税法 132 条の 3 の不当性要件の解釈（同法 132 条の 2 と同じく制度濫用基準を示す）

法人税法 132 条の 3 は「法人税の負担を不当に減少させる結果となる」場合に適用されます（以下「**不当性要件**」）。審判所は、法人税法 132 条の 3 の不当性要件について次のように述べました。

「□ 法人税法第 132 条の 3 に規定する「法人税の負担を不当に減少させる結果となる」の意義について

（イ）連結納税制度は〔…〕企業グループの一体性に着目し、その実態に即した適正な課税を実現するべく創設されたものであるところ、単体納税制度と連結納税制度の違いを利用した租税回避行為としては、含み損益や繰越欠損金を利用するものが考えられるが、これに対しては、連結納税の開始又は加入に伴う時価評価資産の時価評価（法人税法第 61 条の 11、同法第 61 条の 12）や繰越欠損金の連結納税への持込みを認めないことといった個別の規定により、一定程度その防止を図ることができるものと考えられる。しかしながら、連結納税制度の仕組みを利用したり、あるいは、連結納税制度と単体納税制度の違いを利用した租税回避行為については、これにとどまらず、その行為の形態や方法が相当に多様なものとなると考えられることから、法人税法第 132 条の 3 は、これに適正な課税を行うことができるよう包括的な租税回避防止規定として設けられたものである。

（ロ）このような法人税法第 132 条の 3 の趣旨及び目的からすれば、同条にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となる」と認められるものとは、法人の行為又は計算が連結納税制度に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものであることをいう解すべきであり、その濫用の有無の判断に当たっては、①当該法人の行為又は計算が、連結納税制度では通常は想定しない手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか（以下「考慮事情①」という。）、②税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか（以下「考慮事情②」という。）等の事情を考慮した上で、当該行為又は計算が、連結納税制度を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、連結納税制度に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという観点から判断するのが相当である」（強調は引用者による）

まず、審判所は、法人税法 132 条の 3 の趣旨及び目的について言及していますが、その内容は、平成 14 年度税制改正による連結納税制度導入当時の立案担当者による解説<sup>5</sup>をほぼ踏襲したものであり、特段目新しさは見られません。

次に、審判所は、同条における「不当性要件」の解釈について、最判平成 28 年 2 月 29 日民集 70 卷 2 号 242 頁〔ヤフー事件〕及び最判平成 28 年 2 月 29 日民集 70 卷 2 号 470 頁〔IDCF 事件〕（以下「**平成 28 年最判**」）で示された法人税法 132 条の 2（組織再編成に係る行為計算否認規定）の不当性要件の判断枠組

<sup>5</sup> 柴崎澄哉ほか『平成 14 年版 改正税法のすべて』（大蔵財務協会、2002）370 頁〔井口裕之＝朝長英樹＝佐々木浩〕。なお、このほかの立法関連資料として、2001 年 10 月 9 日付けの税制調査会法人課税小委員会による「連結納税制度の基本的考え方」7 頁（その後、2001 年 12 月に税制調査会が公表した『平成 14 年度の税制改正に関する答申』25 頁にも収録）でも「連結納税制度に関しては、多様な租税回避行為が想定されることから、包括的な租税回避行為を防止するための規定を創設すべきである」とされていました。

みと概ね同様の定式化を行っています。平成 28 年最判において示された法人税法 132 条の 2 に係る不当性要件の判断枠組み（いわゆる制度濫用基準）を参照し、法人税法 132 条の 3 の不当性要件についても類似の解釈を採用する見解は、従来から一定の支持を得てきた考え方といえます<sup>6</sup>。審判所がこのような従前から指摘されてきた解釈に明確に与する姿勢を示した点は、法人税法 132 条の 3 の適用判断の安定化に資するものとして、本件裁決の意義の一つに位置付けられるでしょう。

なお、本件裁決が示した法人税法 132 条の 3 の不当性要件の判断枠組みは、令和 2 年度税制改正によって連結納税制度がグループ通算制度へ移行した現在においても、一定の参考価値を有するものと考えられます。現行の法人税法 132 条の 3（通算法人に係る行為計算否認規定）は、「グループ通算制度（仮称）に関しては、仮に、損益通算の方法をプロラタ方式とし、損益通算できる損失等の額を当初申告額に固定することとした場合でも、欠損金の繰越期間に関する制限を人為的に回避するなどの行為が想定される。このような租税回避行為を防止するための規定は個別に設ける必要があるが、このほかにも一連の行為の中で損益通算等の要素を利用するなど多様な租税回避行為が想定されるため、現行制度と同様、包括的な租税回避行為防止規定が必要である」<sup>7</sup>ことを理由として、改正前の法人税法 132 条の 3（連結法人に係る行為計算否認規定）を置き換えるようにして法制化されたものです<sup>8</sup>。このため、本件裁決の内容は、現行の法人税法 132 条の 3 の不当性要件の解釈に当たっても参考に値すると考えられます<sup>9</sup>。

## （2）本件一連の行為の位置付け

本件裁決を全体として見ると、本件株式交換 2 が法人税法 132 条の 3 の条文にいう「その連結法人の行為」に該当すると整理されているようです。しかしながら、審判所は、本件株式交換 2 にとどまらず本件一連の行為についても検討を加える必要性を認め、その理由を次のように述べました。

「原処分は、〔X 社ら新欠損金個別額〕に係る連結欠損金額相当額を本件各連結事業年度の連結所得の金額の計算において損金の額に算入することが、法人税法第 132 条の 3 に規定する「法人税の負担を不当に減少させる結果となる」として、これを否認したものである。そして、この点の判断において中心的な争点になっているのは〔…〕、本件株式交換 2 に税負担の減少以外に合理的な理由となる事業目的が認められるか否かである。

〔…〕本件各更正処分の否認の対象となった連結欠損金額は〔…〕本件株式交換 2 によって、〔X 社ら旧欠損金個別額〕が〔X 社ら単体申告①〕の〔X 社ら単体欠損金額〕として引き継がれ、本件減資及び本件決算期変更を経て、本件再申請によって開始した〔新 X 社連結納税〕において、更に連結欠損

<sup>6</sup> 例えば、入谷淳『租税回避をめぐる税務リスク対策』（清文社、2017）267-268 頁、今村隆「行為計算の否認規定をめぐる紛争」税法学 577 号（2017）297 頁、稻見誠一＝大野久子監修『詳解連結納税 Q&A [第 9 版]』（清文社、2017）766-767 頁、山林茂生＝鈴木久志＝幡野正仁「連結納税制度の見直しについて」税務大学校論叢 89 号（2017）178-179 頁、足立好幸「連結納税制度における租税回避否認規定」税務弘報 67 巻 9 号（2019）151 頁等（このほか、断定的な叙述は避けつつも法人税法 132 条の 3 と法人税 132 条の 2 の近接性を意識して論じるものとして、例えば、金子宏『租税法 [第 24 版]』（弘文堂、2021）490 頁）。

<sup>7</sup> 内藤景一朗ほか『令和 2 年版 改正税法のすべて』（大蔵財務協会、2020）1001 頁〔藤田泰弘ほか〕（2019 年 8 月 27 日付で連結納税制度に関する専門家会合が税制調査会総会に提出した「連結納税制度の見直しについて」20-21 頁をそのまま引用する）。

<sup>8</sup> 渡辺徹也「グループ通算制度—連結納税制度の見直しと新制度の基本的枠組み」税研 224 号（2022）42-43 頁参照。

<sup>9</sup> なお、現行の法人税法 132 条の 3（通算法人に係る行為計算否認規定）の不当性要件の解釈に当たっても、平成 28 年最判で既に明らかとなっている法人税法 132 条の 2 の不当性要件の判断枠組み（いわゆる制度濫用基準）が参考になると論ずるものとして、太田洋＝伊藤剛志『企業取引と税務否認の実務 [第 2 版]』（大蔵財務協会、2022）52 頁〔太田洋＝増田貴都〕のほか、例えば、稻見誠一＝大野久子監修『詳解グループ通算制度 Q&A [新版]』（清文社、2023）795 頁を参照。

金額（〔X社ら新欠損金個別額〕）として引き継がれたものである。

そうすると、〔…〕争点を検討するに当たっては、本件株式交換2のみならず、本件株式交換1、本件株式譲渡、本件減資、本件決算期変更、本件再申請及び本件交換2後加入も含むこれら一連の行為（以下「本件一連の行為」という。）について、個別に、あるいは全体として、いかなる目的により行われたものであるかを検討し、その目的との関係において、中心的な争点となっている本件株式交換2を容認した場合には「法人税の負担を不当に減少させる結果となる」と認められるものであるか否かを判断するのが相当である。」（強調は引用者による）

以上の審判所の説明は、論旨にやや不明瞭な部分があるものの、要するに、本件株式交換2の実施について、税負担軽減以外の合理的理由としての事業目的等（前記(1)の判断枠組みにおける考慮事情②）が主要な争点であり、その目的（合理的理由としての事業目的等）を検討するに際しては、本件一連の行為がいかなる目的に基づいて遂行されたのかを把握することも有益であるという発想が根底にあると考えられます。

なお、平成28年最判のうちIDCF事件においては、「本件の一連の組織再編成に係る行為である本件分割、本件譲渡1、本件譲渡2及び本件合併は、〔…〕本件提案における手順を基礎として、同社の完全子会社であるb社の未処理欠損金額のうち平成22年3月期以降は損金に算入することができなくなる約124億円を余すところなく活用するため〔…〕ごく短期間に計画的に実行されたもので」「本件の一連の組織再編成を全体としてみれば、b社による移転資産等の支配は本件分割後も継続しているといえるのであって、本件分割は適格分割としての実質を有すると評価し得るものである」と判断されました。

かかるIDCF事件での裁判所の判断は、不自然性（前記(1)の判断枠組みにおける考慮事情①）を検討する際に一連の行為を勘案した例として指摘されています<sup>10</sup>。これに対し、本件裁決では、不自然性（考慮事情①）というよりも、合理的理由の欠如（考慮事情②）に関して一連の取引を勘案しているようである点が、特筆に値するのではないかと思われます。

## 2. 「連結納税制度に係る各規定の本来の趣旨及び目的」について

### （1）連結納税制度の基本的な考え方

前記1(1)のとおり、審判所は、法人税法132条の3の不当性要件について「連結納税制度に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという観点から判断」するとの立場を採用しました。この場合、「連結納税制度に係る各規定の本来の趣旨及び目的」が何であるかを、まずは特定する必要があります。そのための足がかりとして、審判所は、まず「連結納税制度の基本的な考え方」について以下のようない整理を行いました。

「連結納税制度は、企業グループの一体性に着目し、企業グループ内の個々の法人の所得と欠損を通算して所得を計算するなど、企業グループをあたかも一つの法人であるかのように捉えて法人税を課税する仕組みであり、その制度創設の意義は、企業の事業部門が100%子法人として分社化された企業グループやいわゆる純粋持株会社に所有される企業グループのように、一体性をもって経営され実質的に一つの法人とみることができる実態を持つ企業グループについては、個々の法人を納税単位として課税するよりも、グループ全体を一つの納税単位として課税する方が、その実態に即した適正な課税が実現され

<sup>10</sup> 吉村政穂「最近の裁判例に見る租税回避否認規定の課題」租税研究846号（2020）180頁。

することにある。そして、その基本構造は、次のような考え方に基づくものである。

(イ) 対象となる企業グループは、経営が一の法人に支配されるとともに利益がその一の法人に帰属する完全に一体と認められる企業グループとすべきであり、親法人とその親法人に発行済株式の全部を直接又は間接に保有される子法人（完全支配関係にある子法人）をその対象範囲とすることが適当である。また、子法人の少数株主が子法人の欠損金の繰越控除のメリットを享受できないという問題や制度が過度に複雑化するという問題が生ずることを避けるためにも、対象範囲を完全支配関係にある子法人とすることが適当である。

(ロ) このように企業グループの一体性に着目して制度を構築する以上、完全支配関係にある子法人は全て連結納税制度の対象とすべきであり、また、一旦連結納税制度を選択した場合には、継続して適用することを基本とすべきである。完全支配関係にある子法人の中から連結対象を任意に選択したり、連結納税制度の取りやめが自由にできるような仕組みは、恣意的な租税回避につながるおそれがあり、適当でない。

(ハ) しかしながら、このように一体性を持つ企業グループといつても、組織的に統合された単一の法人とは異なり、法的には独立した権利義務の主体である個々の法人が株式保有関係を通じて親法人の支配下に統合されたものにすぎず、株式の取得・譲渡等を通じて企業グループへの加入や企業グループからの離脱が行われる流動的な存在である。

(二) したがって、連結納税制度において企業グループをあたかも一つの法人のように課税するとしても、一方で企業グループを構成する個別の法人が独立した法人格を持ち、納税単位となる企業グループの構成メンバーについて加入・離脱が生ずるといった流動性、不安定性を十分に考慮に入れて、適正、公平な課税が実現されるような仕組みを構築する必要がある。

(ホ) このためには、連結納税制度の開始や取りやめ、連結グループへの加入、連結グループからの離脱が生じた場合には、単体で事業活動を行って稼得した所得に対しては単体法人を納税単位として課税を完結し、グループで事業活動を行って稼得した所得に対してはそのグループを納税単位として課税を完結することを基本として制度を構築する必要がある」（強調は引用者による）

以上の内容は、平成 14 年度税制改正による連結納税制度導入の基礎となった、2001 年 10 月 9 日付けの税制調査会法人課税小委員会による「連結納税制度の基本的考え方」（その後、2001 年 12 月に税制調査会が公表した『平成 14 年度の税制改正に関する答申』にも収録）の「連結納税制度の意義」の前半部分（一 1(1)(2)）と「連結納税制度の基本構造」の前半部分（一 2(1)(2)）を概ね踏襲したものとなっています。したがって、審判所はこれらの立法関連資料を下敷きとして本件裁決を下していることが窺われます。

審判所が本件裁決において、法人税法 132 条の 3 の不当性要件の判断枠組みについて、平成 28 年最判で示された法人税法 132 条の 2 の不当性要件の判断枠組みと概ね同様の定式化を行ったことは既に見たとおりですが（前記 1(1)）、平成 28 年最判の調査官解説では、「制度趣旨等の説明は、基本的に、当該各規定の立法当時の資料や解説等を基礎としたものであると解される。法 132 条の 2 の適用が問題となる事案においては、問題となる各規定につき、上記のような資料や解説等（例えば〔…〕政府税制調査会法人課税小委員会の『会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方』、中尾睦ほか『平成 13 年版改正税法のすべて』など。国会の議事録が参考になる場合もある。）の記載を中心に立法経緯等を確認し、的確にその趣旨及び目的を把握することが重要であろう」<sup>11</sup>と、立法関連資料を参照して各規定の趣旨及び目的を

<sup>11</sup> 徳地淳=林史高「判解（ヤフー事件）」『最高裁判所判例解説民事篇（平成 28 年度）』（法曹会、2019）113 頁。

把握する手法が示唆されていました。

そうすると、本件裁決において、審判所が税制調査会法人課税小委員会の報告である「連結納税制度の基本的な考え方」を参考し、その内容を踏襲する形で連結納税制度の基本的な考え方を整理している点は、法人税法132条の2の不当性要件の判断枠組みと同様に、法人税法132条の3の不当性要件の適用判断においても、「各規定の本来の趣旨及び目的」の把握に当たって法制定当時の立法関連資料が重視される傾向にあることを示唆するように思われます。

## (2) 連結納税制度の基本的な考え方を踏まえた本件一連の行為の評価

審判所は、前記(1)の連結納税制度の基本的な考え方に関する理解を前提としつつ、「連結納税制度に係る各規定の本来の趣旨及び目的」に関して、本件一連の行為について次のように述べました。

「本件一連の行為について [...] 連結納税制度の基本的な考え方を踏まえて内容を整理、評価すると、以下のとおりである。

(イ) [...] グループで稼得した所得はそのグループを納税単位として課税を完結するという連結納税制度の基本的な考え方を踏まえれば、 [...] 連結納税の下で生じた連結欠損金個別帰属額を別の連結納税の下で繰越控除することは適当でなく、グループ外の法人の事業活動によって生じた欠損金額とグループ内の法人の所得との相殺を目的としたような租税回避的な利用を防止するという法人税法第81条の9第1項の趣旨及び目的からすれば、〔旧X社連結納税〕の下で生じた〔X社ら旧欠損金個別額〕を新たに加入した別の〔P社連結納税〕で使用することは原則としては認められないということになる。

(ロ) もっとも、欠損金額の持込制限が、企業グループが連結納税を選択することの阻害要因になっているとの指摘を踏まえ、平成22年度の税制改正により、法人税法第81条の9第2項第1号に規定する特定連結子法人の有する連結欠損金個別帰属額については、実質的に連結グループ内で生じた欠損金額と同等のものとみることができ、租税回避という問題もあまり生じないとして、従前の連結納税で発生した連結欠損金個別帰属額を新たに加入する別の連結納税に持ち込む例外が認められた。

(ハ) 本件株式交換1においては、 [...] 〔X社ら旧欠損金個別額〕を〔P社連結納税〕に持ち込むことは困難であり、また、仮に持ち込むことができたとしても [...] 使い切ることは困難な状況にあったことから、 [...] 短期間で本件株式交換2を行う本件一連の行為 [...] によって、一旦〔P社連結納税〕を離脱し、新たに開始する〔新X社連結納税〕において〔X社ら旧欠損金個別額〕を消化することとしたものである。

(二) この点、 [...] 本件株式交換2によっても〔X社〕においては実質的に〔P社〕による完全支配関係と同等の支配関係が継続していたと認められ、〔A社〕が〔X社〕の株式を取得することに特段の事業上の意義も見いだせない。また、本件株式交換2によって、新たに〔X社〕による完全支配関係が生じた〔α社・β社〕（黒字見込み法人）も株式交換の前後を通じて、〔P社〕による完全支配関係と同等の支配関係が継続していたと認められる。

そうすると、本件株式交換2は、本件株式交換1によって〔P社連結納税〕に加入した〔X社〕を直ちに〔P社連結納税〕から離脱させ、黒字見込み法人に〔X社〕による完全支配関係を生じさせてから〔新X社連結納税〕を開始するという本件一連の行為に係る計画の下に行われたものであるところ、実質的に〔P社〕による完全支配関係と同等の支配関係にある法人を含む〔P社〕の関連法人の中から任意の黒字見込み法人を選択して〔新X社連結納税の連結子法人〕とし、〔旧X社

## 連結納税]において生じた連結欠損金額（〔X 社ら旧欠損金個別額〕）を持ち込んで活用するために行われたものと評価することができる。

(木) そこで、以下においては〔…〕法人税法 132 条の 3 に係る法令解釈に従い、〔X 社〕が本件株式交換 2 を行い、その後に開始した〔新 X 社連結納税〕において〔X 社ら新欠損金個別額〕に係る連結欠損金額相当額を損金の額に算入したことについて、連結納税制度に係る各規定を租税回避の手段として濫用したものと評価し得るか否か、〔…〕考慮事情①及び考慮事情②を検討した上で判断する」（強調は引用者による）

本件裁決で注目すべき点は、審判所が、P 社と X 社の関係、さらに P 社と α 社・β 社の関係について『完全支配関係と同等の支配関係』にあると認定したことです。これにより、本件株式交換 2 について、審判所は「実質的に〔P 社〕による完全支配関係と同等の支配関係にある法人を含む〔P 社〕の関連法人の中から任意の黒字見込み法人を選択して〔新 X 社連結納税の連結子法人〕とし、〔旧 X 社連結納税〕において生じた連結欠損金額（〔X 社ら旧欠損金個別額〕）を持ち込んで活用するために行われたものと評価することができる」と述べています。この『完全支配関係と同等の支配関係』という表現は、本件裁決全体を通じて繰り返し用いられる重要なキーワードであることは既に指摘したとおりです。この点は、次項（後記 3）でさらに検討します。

### 3. 考慮事情①（不自然性）について

#### （1）本件裁決における考慮事情①（不自然性）の検討

前記 1(1)のとおり、審判所は、法人税法 132 条の 3 の不当性要件について「濫用の有無の判断に当たつては、①当該法人の行為又は計算が、連結納税制度では通常は想定しない手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか（以下「考慮事情①」という。）〔…〕等の事情を考慮」するとの立場を採用しました。この場合、連結法人 X 社の行為である本件株式交換 2 が不自然なものであるかを検討する必要があるところ、審判所は次のように述べました。

「〔…〕本件株式交換 2 によっても、〔X 社〕においては実質的に〔P 社〕による完全支配関係と同等の支配関係が継続していたという点では変化がなく、また、本件株式交換 2 によって、新たに〔X 社〕による完全支配関係が生じた〔α社・β社〕も本件株式交換 2 の前後を通じて、実質的に〔P 社〕による完全支配関係と同等の支配関係が継続していたと認められる。

すなわち、本件株式交換 2 は、本件株式交換 1 によって〔P 社〕と〔X 社〕との間に新たな資本関係が生じてから短期間のうちに行われたものであるが、それを行っても実質的な資本関係に何ら追加的な変更を加えるものではなく、実施することの必要性、意味合いが極めて不明確であるという意味で、連結納税制度では通常は想定しない手順や方法に基づいたものといえる。

また、資本関係や事業上の体制には何ら実質的な変更がないにもかかわらず、法人税法の適用上は、形式的に〔P 社〕による連結完全支配関係を消滅させたという意味で、実態とは乖離した形式を作出したものと評価される。

以上のことからすると、本件株式交換 2 は不自然なものであるといえる」（強調は引用者による）

#### （2）若干のコメント：連結納税の対象が 100%子会社に限定されている趣旨・目的について

審判所は、本件株式交換 2 の前後を通じて『完全支配関係と同等の支配関係』が継続しており、実質的な

変化がない点を主軸に据え、本件株式交換 2 は不自然であると述べました。しかしながら、審判所は、鍵となる概念である『完全支配関係と同等の支配関係』の具体的な意味について、必ずしも明確に説明していません。もっとも、少なくとも、連結納税制度の適用対象となる完全支配関係（法人税法 4 条の 2）との『同等』性がポイントであるとすれば、連結納税制度の適用対象が完全支配関係に限定されている理由が『同等』に当てはまるような支配関係を意味するものと考えられます。

この点に関し、審判所は「〔P 社〕が発行済株式の 99%超を直接又は間接に保有する〔A 社〕が〔X 社〕の発行済株式の約 25%を取得したのみであり本件株式交換 2 の後においても、実質的に〔P 社〕による完全支配関係と同等の支配関係が継続していたと認められる」と述べていました（前記 II3）。また、審判所は「本件株式交換 2 によって、本件外部株主が〔X 社〕の発行済株式の 1%にも満たない株式を間接保有することに事業上の意義を見いだすのは困難であり、〔A 社〕は、税務上の観点から、〔X 社〕における〔P 社〕による連結完全支配関係を名目的に解消するためだけの存在であったと認められる」とも述べています。

すると、審判所は、P 社の直接・間接の持株割合が 100%に限りなく近いことをもって『完全支配関係と同等の支配関係』と単純に評価しているように見えます。連結納税制度の基本的な考え方（前記 2(1)）では「経営が一の法人に支配される〔…〕企業グループ」が連結納税の対象とされていた点を重視するのであれば、持株割合が 100%未満でも、事実上、経営支配が可能な関係については、連結納税の適用対象が完全支配関係に限定されている理由が『同等』に当てはまると言える、と審判所は考えたのかもしれません。

しかし、連結納税制度の基本的な考え方とは、経営が一の法人に支配されることにとどまらず、「利益がその一の法人に帰属する完全に一体と認められる企業グループ」であること、さらに「子法人の少数株主が子法人の欠損金の繰越控除のメリットを享受できないという問題や制度が過度に複雑化するという問題が生ずることを避けるためにも、対象範囲を完全支配関係にある子法人とすることが適当である」とされており、これらの点は審判所も自ら認めていたところです（前記 2(1)）。

なお、立法関連資料によれば、少数株主に関する考慮が、日本の連結納税制度の適用範囲を 100%子会社に限定している主因であると説明されています。例えば、平成 14 年度税制改正による連結納税制度導入当時、立案担当者は次のように解説しています<sup>12</sup>。

「連結納税制度は企業グループの一体性に着目して創設されるものであることから、連結納税制度においては、企業グループを一体として扱うことが基本となります。この一体として扱う企業グループとは、完全に一体と認められる企業グループ、すなわち、親法人とその親法人が直接又は間接に発行済株式の全部を保有する子法人となります。これは、少数株主持分に対応する子法人の所得金額や欠損金額までを企業グループの所得金額や欠損金額とすることは適当でないこと、少数株主の保護の観点から問題が生じること、制度を簡素化する必要があること等の理由によるものです」（強調は引用者による）

その後、グループ法人税制の創設と併せて、連結納税制度の見直し（後述する、特定連結子法人の加入前に生じた欠損金を、その連結法人の個別所得を上限に使用可能な特定連結欠損金額として、連結納税に持込み可能とする改正等）が行われた平成 22 年度税制改正においても、当時の立案担当者は、連結納税の対象子会社を 100%子会社に限定する点の改正を見送った理由に関連して、次のように解説しています<sup>13</sup>。

<sup>12</sup> 柴崎ほか・前掲（注 5）242-243 頁〔井口=朝長=佐々木〕。なお、朝長英樹（財務省主税局税制第二課法人税制企画室課長補佐（当時））「連結納税制度について（法人課税小委員会の報告）」租税研究 626 号（2001）31-32 頁、古谷一之（財務省主税局税制第二課長（当時））「日本型連結納税制度の概要」租税研究 631 号（2002）15 頁も併せて参照。

<sup>13</sup> 泉恒有ほか『平成 22 年版 改正税法のすべて』（大蔵財務協会、2010）242-243 頁〔佐々木浩=椎谷晃=松沢利悟〕。

「見直しの論点には、連結子法人の範囲について、連結子法人となる株式保有割合を 100%未満とするとの可否がありましたが、中長期的な課題であるとして今般の見直しは見送られることとなりました。これは、そもそも連結納税制度の対象は、経営が一の法人に支配されるとともに利益がその一の法人に帰属する完全に一体と認められる企業グループとすべきとの基本認識の下、平成 14 年の制度創設においても連結子法人の範囲を株式保有割合 100%の法人とした理由を『少数株主に対応する子法人の所得金額や欠損金額までを企業グループの所得金額や欠損金額とすることは適当でないこと、少数株主の保護の観点から問題が生ずること、制度を簡素化する必要があること等』としており、また実務上も、少数株主からの訴訟リスク等を考えると少数株主が存在するのとしないのとでは大きな違いがあると考えられていることなど、様々な論点があることを踏まえた結果です」（強調は引用者による）

さらに、連結納税の対象子会社が 100%子会社に限定された立法時の背景について、経済団体連合会の経済本部税制グループ長として、経済界の立場から制度創設に関与した阿部泰久氏は、当時の状況をより具体的に次のように振り返っています<sup>14</sup>。

「次の問題は、連結対象子会社の範囲であった。アメリカの制度では持分 80%以上、フランスでは 95%以上とされていたことから、経団連では当初は必ずしも 100%子会社に限らないことを主張していた。しかし、仮に、100%未満まで連結対象となる子会社の範囲を広げた場合には、子会社の少数株主が子会社の欠損金の繰越控除のメリットを享受できないという問題をはじめ、少数株主の権利や利益と相反する難問が生じるが、これを税制だけで有効に解決できる方策は見い出せなかつた。〔…〕

そこで次善の策として、100%を原則としつつ、連結親会社と実質的に同視できるような少数株主の持分は親会社の持分に合算すべきであること、具体的には、『ストック・オプションにより取得した株式及び従業員持株会の株式のうち、一定のものについては、上記の持分割合の判定から除外すべき』ことを求めた。これが受け入れられ、子会社は親会社に発行済株式の全部を直接又は間接に保有される内国法人とされたが、従業員持株会の株式及びストック・オプションにより取得された株式のうち、5%以内のものについては、上記の保有割合の判定から除外することとされた」（強調は引用者による）

本件において、P 社が X 社等の経営を（ほぼ）完全に支配していたとしても、少数株主が投資先の会社の欠損金の繰越控除のメリットを享受できないという難問は依然として残ります。したがって、本件で連結納税が適用される完全支配関係と『同等』の支配関係があると評価するためには、本来であれば、少数株主が存在しない場合と実質的に同視できるかという視点で検討する必要があったように思われます。

例えば、従業員持株会による 5%以内の株式保有が連結完全支配関係の判定上は除外されるのと同様に、少数株主（本件では A 社の外部株主）が P 社連結納税の連結法人と実質的に同視できる存在であったのか、あるいは純然たる部外者であったのかを検討することも考えられたのではないでしょうか。しかし、本件裁

<sup>14</sup> 阿部泰久『法人税制』（ロギカ書房、2017）114-115 頁。同『連結法人税の理論と実務』（税務経理協会、2003）4-5 頁や緑川正博＝阿部泰久＝小畠良晴『Q&A 連結納税制度の実務解説』（新日本法規、2002）282-283 頁も参照。なお、100%子会社以外を連結納税の対象に含めることの意味と、その場合に必要な対処について、アメリカ法を参考にまとめたものとして、酒井貴子「連結納税制度の日米比較」租税研究 764 号（2013）117-118 頁参照。

決では、この点に関する具体的な事実認定や評価は示されていないように見受けられます<sup>15</sup>。

このように、法人税法 132 条の 3 を適用し、連結完全支配関係を欠いていたにもかかわらず、あたかも連結納税制度の対象となり繰越欠損金が切り捨てられていたかのように更正処分を行うことを『完全支配関係と同等の支配関係』という概念で基礎付けようとする本件裁決には、説明が不足している点もあるのではないかと思われます。一方、本件裁決が今後の課税実務、特に持株割合が僅少な少数株主の存在により連結納税制度・グループ通算制度の対象外となっているケースに対する税務当局の法人税法 132 条の 3 の適用判断に影響を及ぼすか否か、今後の動向を注視する必要があります。

#### 4. 考慮事情②（合理的理由の欠如）について

##### （1）本件裁決における考慮事情②（合理的理由の欠如）の検討

前記 1(1)のとおり、審判所は、法人税法 132 条の不當性要件について「濫用の有無の判断に当たっては、〔…〕②税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか（以下「考慮事情②」という。）等の事情を考慮」するとの立場を採用しました。この場合、本件のような行為・計算を行うことの合理的な理由が存在するかを検討する必要がありますが、審判所は次のように述べました。

「本件株式交換 2 を行うことにより、〔P 社〕が発行済株式の 99%超を直接又は間接に保有している〔A 社〕が〔X 社〕の発行済株式の一部を取得し、〔X 社〕が〔a社・β社〕の発行済株式の全部を取得したとしても、〔X 社〕、〔A 社〕、〔a社・β社〕において実質的に〔P 社〕による完全支配関係が継続していたという事業上の実態に何ら変化はなく〔…〕請求人が当審判所に提出した証拠を踏まえても、その合理的な理由といえるような事業目的等は認められないといわざるを得ない。

そして、〔…〕本件株式交換 2 の実施に係る本件組織再編企画担当者の間における検討の経緯に鑑みれば、本件株式交換 2 は、〔X 社〕が〔P 社連結納税〕から離脱し、黒字見込み法人である〔a社・β社〕において〔X 社〕による完全支配関係を生じさせた上で〔新 X 社連結納税〕を開始し、〔X 社ら旧欠損金個別額〕に相当する額を〔新 X 社連結納税〕の連結所得の金額から控除するといふことが目的とされていたと認められる。

したがって、本件株式交換 2 は、税負担の減少以外に合理的な理由となる事業目的等は存在しないと認めるのが相当である」（強調は引用者による）

「請求人は、〔…〕本件株式交換 2 には〔…〕連携が強まるによる様々な事業上のメリットがあり、本件株式交換 2 は〔P 社グループ〕と〔X 社グループ〕の連携を強化することを目的とする一連の取引の一部を構成するものであり〔…〕、本件株式交換 2 の事業上のシナジーがあったことは売上利益推移表が客観的に示しているから、税負担の減少以外に本件株式交換 2 を行うことの合理的な理由となる事業目的が存在する旨主張する。

しかしながら、〔…〕売上利益推移表のとおり、本件株式交換 2 の後に〔新 X 社連結納税〕の各法

<sup>15</sup> なお、連結納税制度と同様に、100%資本関係がある場合にのみ適用されるグループ法人税制について、個人に対し第三者割当増資を行うことで 100%資本関係を喪失させ、グループ法人税制の適用を免れた事例に対し、法人税法 132 条 1 項の適用が肯定された裁決が知られていますが、この事案では、第三者割当を受けた個人（少数株主）が発行法人の総務経理部長であったという事情が存在しました（国税不服審判所裁決平成 28 年 1 月 6 日 TAINS コード F0-2-629。太田=伊藤編・前掲（注 9）367 頁以下〔増田〕参照）。

人の売上げや営業利益が結果的に増加していたとしても、それが請求人が主張する本件株式交換2の事業上のシナジーがあったことによるものか否かは明らかではないから、そのことをもって本件株式交換2を行うことの合理的な理由となる事業目的が存在していたともいえない」（強調は引用者による）

## (2) 若干のコメント：「担当者の間における検討の経緯」が重視されている点について

審判所が本件裁決において、法人税法 132 条の 3 の不当性要件の判断枠組みについて、平成 28 年最判で示された法人税法 132 条の 2 の不当性要件の判断枠組みと概ね同様の定式化を行ったことは、既に確認したとおりです（前記 1(1)）。そして、平成 28 年最判の調査官解説によれば、考慮事情②については、「行為・計算の異常性の程度等とは切り離して考え、租税回避以外の事業目的等が『存在するか否か』のみを基準とする」<sup>16</sup>のではなく、あくまで「行為・計算の不自然さ（異常性・変則性）の程度との比較や税負担の減少目的と事業目的との主従関係等に鑑み、行為・計算の合理性を説明するに足りる程度の事業目的等が存在するかどうかという点を考慮する」<sup>17</sup>べきとされています。その理由として、「組織再編成という事柄の性質上、これに関する行為につき、何らかの事業目的等を作出し又は付加することは容易であり〔…〕税負担の減少以外の事業目的等が全く存在しない場合にのみ法 132 条の 2 が適用されるものとすると、同条はほぼ死文化することになりかねず、その立法趣旨に反する結果となる」<sup>18</sup>ことが強調されています。

この理解を前提とすれば、法人税法 132 条の 3 における考慮事情②についても、対象となる行為・計算に何らかの事業目的等が存在することは通常であるため、単に事業目的等の『有無』を問うだけでは実効性に乏しいと考えられます。むしろ、提示された事業目的等が当該行為・計算を正当化するに足る説得力を備えているか、その『程度』を評価する必要があり、その説得力の程度は行為・計算の不自然性の程度との相対的な比較等によって判断されるべきでしょう。

この点に関連して、審判所が、X 社ら旧欠損金個別額を使い切ることのみが目的であったと事案を評価する際に「本件株式交換 2 の実施に係る本件組織再編企画担当者の間における検討の経緯」を重視したことには検討すべき点が残されているように見受けられます。本件株式交換 2 の前後で、実質的に P 社による X 社等との完全支配関係が継続していたという事業上の実態に変化がないことを主軸として、審判所は本件株式交換 2 を不自然と評価しています（前記 3(1)）。そうであれば、審判所は、担当者による検討の経緯の分析に紙幅を割くよりも、「請求人が主張する本件株式交換 2 の事業上のシナジー」が、事業上の実態に変化をもたらさない株式交換を実行する理由として十分な説得力を備えているか否かをより厚く論じるべきだったようにも思われます。

実際には、審判所は、担当者による検討の経緯については詳細に検討する一方（前記 II 3）、本件株式交換 2 の後に新 X 社連結納税の各法人の売上や営業利益が増加していた点については、「それが請求人主張の事業上のシナジーによるものか否かは明らかではない」との抽象的な理由で退けています。審判所は、

「〔P社〕の関連法人の中から任意の黒字見込み法人を選択して〔新X社連結納税の連結子法人〕とし、〔旧 X 社連結納税〕において生じた連結欠損金額（〔X 社ら旧欠損金個別額〕）を持ち込んで活用するために行われたものと評価することができる」とも述べており（前記 2）、そのように評価する立場からは、元々、売上や営業利益が増加する傾向にあった法人を新 X 社連結納税の連結法人としたのではないか、といった推

<sup>16</sup> 徳地＝林・前掲（注 11）108 頁。

<sup>17</sup> 徳地＝林・前掲（注 11）108-109 頁。

<sup>18</sup> 徳地＝林・前掲（注 11）109 頁

認が働き得るところではありますが、必ずしも、売上や営業利益の拡大とシナジーの有無はイコールではなく、より具体的な議論・検討がされて然るべきであるように思われます。このような本件裁決の内容が、結果として今後の課税実務に影響を及ぼす可能性があるか、特に考慮事情②との関係で社内メールや内部文書に記載された税務検討状況に重点が置かれる傾向が強まるのかにつき、動向を注視する必要があります。

## 5. 「税負担を減少させることを意図したもの」と「連結納税制度に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるもの」との観点について

### (1) はじめに

前記 1(1)のとおり、審判所は、法人税法 132 条の 3 の不当性要件について「連結納税制度に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという観点から判断」するとの立場を採用しました。そして審判所は、本件で濫用の対象となつたと見るべき「連結納税制度に係る各規定」としては、①法人税法 4 条の 5 第 2 項柱書及び同項 5 号、4 条の 2（連結完全支配関係の成立・喪失による開始・離脱に関する諸規定）と、②法人税法 81 条の 9 第 1 項・2 項 1 号、57 条 6 項（連結納税への加入・離脱に伴う繰越欠損金の扱いに関する諸規定）とを挙げて、それぞれ別に検討しています。以下でも順に項を改めてご紹介します。

### (2) 連結完全支配関係の成立・喪失による加入・離脱に関する諸規定の趣旨・目的からの逸脱

審判所は、法人税法 4 条の 2 及び法人税法 4 条の 5 第 2 項 5 号の規定をなぞった上で、これらの規定の趣旨について次のように述べています。

「このように、連結納税制度の適用対象範囲を親法人と当該親法人による完全支配関係がある子法人に限ることとされているのは、〔…〕 少数株主に対応する子法人の所得金額や欠損金額までを企業グループの所得金額や欠損金額とするのは適当ではないこと、少数株主の保護の観点から問題が生ずること及び制度を簡素化する必要があることなどを踏まえたことによるものである。また、連結納税制度の適用対象となる子法人を任意に選択することは認められないとされているのは、〔…〕連結納税制度が企業グループの一体性に着目した制度であること及び親法人と赤字体質の子法人のみを連結納税グループとするような恣意的な利用を認める制度とすることは、租税回避のおそれがあり適当ではないことなどによるものである」

以上の内容は、平成 14 年度税制改正による連結納税制度導入当時の立案担当者による解説<sup>19</sup>をほぼ踏襲したものであり、特段目新しさは見られません。その上で、審判所は、次のように述べて、本件は上記の規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるものと認定しました。

「(イ) 〔…〕 法人税法第 4 条の 5 第 2 項柱書及び同項第 5 号は、連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった場合には、当該連結子法人は同法第 4 条の 2 の承認（連結納税の承認）を取り消されたものとみなす旨の規定であるが〔…〕連結納税制度の適用対象範囲を親法人と当該親法人による完全支配関係がある子法人に限ることとされている

<sup>19</sup> 柴崎ほか・前掲（注5）242-243頁〔井口=朝長=佐々木〕。

のは、適用対象となる子法人を任意に選択することによって親法人と赤字体質の子法人のみを連結納税グループとするような恣意的な利用を認めることになり、租税回避のおそれがあるため適当ではないことなどの理由によるものである。

これに対し、本件株式交換2は、〔P社〕と〔X社〕との間の資本関係に〔A社〕を介在させることにより、〔X社ら〕において、実質的には〔P社〕による完全支配関係と同等の支配関係を継続させたまま、法人税法第4条の5第2項第5号を適用することにより形式的に〔P社連結納税〕から離脱させ、同時に、実質的に〔P社〕による完全支配関係と同等の支配関係にある法人の中から、黒字見込み法人（〔a社・β社〕）を選択して〔X社〕による完全支配関係を生じさせたものである。そして、法人税法第4条の2を適用することにより、これらの法人を本件再申請により開始した〔新X社連結納税〕の連結子法人とし、〔X社ら新欠損金個別額〕に転化させた〔X社ら旧欠損金個別額〕について、〔a社・β社〕の控除対象個別所得金額を含む〔新X社連結納税〕の連結所得の金額から控除している。これは、実質的に〔P社連結納税〕の連結子法人と同等の状態にある〔P社〕の関連法人の中から任意の法人を選択して連結納税制度を利用しようとすることにほかならず、連結納税制度を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、上記の規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるものと認められる」（強調は引用者による）

審判所が本件について以上の評価を下すに当たり、その論理構成の根底にあるのは、X社らおよびa社・β社が、P社連結納税における「連結子法人と同等の状態にある」法人であったという評価、ひいてはP社とこれら法人との間に『完全支配関係と同等の支配関係』が存在するとの前提です。しかし、『完全支配関係と同等の支配関係』というキーワードに関して、本件裁決には説明が不足している点もあるのではないかと思われる点は、前記3(2)で検討したとおりです。

### (3) 連結納税への加入・離脱に伴う繰越欠損金の扱いに関する諸規定の趣旨・目的からの逸脱

審判所は、法人税法57条6項の規定を確認した上で、その趣旨・目的につき次のように述べました。

「これは、離脱後に単体納税における欠損金額として引き継いだとしても、他の法人の所得から控除することはできないこと、他の連結納税の開始又は連結納税への加入の際には、連結親法人や特定連結子法人を除き、単体納税における欠損金額を他の連結納税に持ち込むことはできないこと、及び納税者の要因により連結子法人を離脱させられるのは、当該連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなったことなどに限定されていることから、租税回避に利用することは難しく、課税上弊害がないと考えられることによるものである」

審判所は、法人税法57条6項により離脱時に欠損金額を引き継ぐ趣旨・目的は、租税回避に利用困難であり、課税上の弊害がないと考えられることにあったと述べています。しかし、2001年10月9日付の税制調査会法人課税小委員会による「連結納税制度の基本的考え方」二5(4)③では、「連結欠損金額についても連結納税制度においてのみ繰越控除するのが適当であると考えられるが、連結納税制度の適用を取り止める場合又は連結グループから離脱する場合には、連結欠損金額を適用法人又は離脱する子会社に引き継ぐことが考えられる」と記載されているにとどまります。

また、平成14年度税制改正に伴う連結納税制度導入当時の立案担当者による解説でも、「連結グループからの離脱に際しては〔…〕連結納税から単体納税へと納税単位が変更されることとなります。このような納

税単位の変更に関しては、「[...]連結納税制度の下でグループを納税単位とする課税関係を清算した後に単体納税制度の適用を受ける仕組みとするのが、税制の本来の在り方となると考えられます」<sup>20</sup>と言いつつ結局は「連結グループからの離脱及び連結納税の取りやめに際しては、連結納税の下で生じた連結欠損金額を引き継いで単体納税の下で繰越控除することとされています」<sup>21</sup>とする叙述があるのみです。

このように、少なくともこれらの立法関連資料からは、租税回避に利用困難で課税上の弊害がないとの点を法人税法 57 条 6 項の趣旨・目的と結びつけるような説明は必ずしも確認できません<sup>22</sup>。しかし、審判所が同条の趣旨・目的について「租税回避に利用することは難しく、課税上弊害がないと考えられることによるものである」と明言しているのは注目に値します。

次に、審判所は、法人税法 81 条の 9 第 1 項（連結納税への加入時の欠損金切捨て）の規定を確認した上で、その趣旨について次のように述べています。

「連結納税制度においては、連結グループへの加入、連結グループからの離脱が生じた場合には、単体で事業活動を行って稼得した所得に対しては単体法人を納税単位として課税を完結し、グループで事業活動を行って稼得した所得に対してはそのグループを納税単位として課税を完結することを基本としているところ、連結納税の開始又は加入に際し、単体納税の下で生じた欠損金額を連結納税の下で繰越控除したり、あるいは連結納税の下で生じた連結欠損金個別帰属額を新たに開始又は加入した別の連結納税の下で繰越控除することは適当ではないと考えられること、さらには、グループ外の法人の事業活動によって生じた欠損金額とグループ内の法人の所得との相殺を目的としたような租税回避的な利用を防止する観点によるものである」

以上の内容は、平成 14 年度税制改正による連結納税制度導入当時の立案担当者による解説<sup>23</sup>をほぼ踏襲

<sup>20</sup> 柴崎ほか・前掲（注 5）243 頁〔井口＝朝長＝佐々木〕。

<sup>21</sup> 柴崎ほか・前掲（注 5）308 頁〔井口＝朝長＝佐々木〕。なお、連結納税への加入後、その事業年度中に連結納税から離脱した法人は、加入前の繰越欠損金を離脱後もそのまま利用できる（前記 II 1(3)）こととした立法理由については、「最初の連結事業年度の期間内に離脱等をした法人、すなわち、一度も連結申告を経ることなく離脱等をした法人 [...]」については、事実上、単体納税が継続することとなる点も考慮し、連結納税の開始前の単体納税の欠損金額は切り捨てずに、引き続き単体納税において繰越控除ができることがとされています」（同 325 頁）と解説されていますが（なお、朝長英樹＝灘野正規（財務省主税局税制第二課税制専門官（当時））「日本型連結納税制度について」租税研究 636 号（2002）24 頁も同旨）、租税回避に利用することが難しいとか、課税上弊害がないと考えられたとかの説明は必ずしもなされていません。

<sup>22</sup> 立法関連資料だけでなく、租税専門家による解説書にも視野を広げると、例えば、稻見＝大野監修・前掲（注 6）493-494 頁では、「①離脱後の単体納税で租税回避手段として利用することが困難であること 連結欠損金を清算せずに単体納税に持ち込むと、単体納税で所得が生じた時にそこから控除されることになります。しかし、そうなっても他の法人の所得から控除をすることはできず、租税回避手段として利用することはできません。従って、引継ぎを認めても課税上弊害がないと考えられます。 ②離脱後、他の連結納税に欠損金を持ち込める場合は限定されていること [...] 離脱時に欠損金を引き継がせても、その欠損金が異なる連結納税グループの所得と通算されることは少なく、弊害がないと考えられます。 ③連結納税から離脱するケースは限定されており、租税回避に利用される危険が少ないと 納税者側の要因により連結子法人を離脱させられるのは、連結子法人の合併による解散等により物理的に連結納税の継続が不可能であり自動的に承認が取り消されたものとみなされる場合 [...] に限定されています。従って、租税回避に利用することは難しいと考えられます」（強調は引用者による）と解説されています。本件裁決における法人税法 57 条 6 項の趣旨・目的の説明は、以上の解説を要約したような内容になっているのは、興味深いところです。

<sup>23</sup> 柴崎ほか・前掲（注 5）243、308 頁〔井口＝朝長＝佐々木〕。

したものであり、特段目新しさは見られません<sup>24</sup>。このほか、本ニュースレターでは引用を省きますが、審判所は、平成 22 年度税制改正において、法人税法 81 条の 9 第 2 項 1 号に基づき、特定連結子法人の加入前に生じた欠損金を「特定連結欠損金額」（当該連結法人の個別所得を上限として使用可能な連結欠損金額）として連結納税に持ち込むことを認めた趣旨・目的について、平成 22 年度税制改正時の立案担当者による解説<sup>25</sup>を概ね踏襲する形で言及しています。

その上で、審判所は、次のように述べて、本件は法人税法 57 条 6 項及び 81 条の 9 第 1 項の規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの（法人税法 81 条の 9 第 2 項 1 号については規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を免れたもの）と認定しました。

「（口）また、本件株式交換 1 によって〔P 社連結納税〕に加入した〔X 社〕は、法人税法第 81 条の 9 第 2 項第 1 号に規定する特定連結子法人に該当しないため、本来であれば、〔X 社ら旧欠損金個別額〕は、〔P 社連結納税〕において生じた連結欠損金額とみなされずに消滅することになる。

しかし、〔X 社ら〕が、本件株式交換 2 によって〔P 社連結納税〕における最初連結事業年度終了の日（〔2017 年 3 月 31 日〕）より前に〔P 社連結納税〕から離脱したことにより、〔X 社ら旧欠損金個別額〕に法人税法第 57 条第 6 項が適用され、〔X 社ら単体欠損金額〕として引き継がれることになった。そして、〔X 社ら単体欠損金額〕が後に開始した〔新 X 社連結納税〕の連結欠損金額（〔X 社ら新欠損金個別額〕）とみなされ、法人税法第 81 条の 9 第 1 項により〔a社・β社〕等の黒字見込み法人を連結子法人とする〔新 X 社連結納税〕の連結所得の金額から控除されている。

この点、〔…〕連結納税制度はグループを納税単位として課税を完結することを基本としており、法人税法第 81 条の 9 第 1 項は、租税回避的な利用の防止の観点から、連結納税の下で生じた連結欠損金個別帰属額を新たに開始又は加入した別の連結納税の下で繰越控除することを原則として認めていない。もっとも、〔…〕平成 22 年度の税制改正により、法人税法第 81 条の 9 第 2 項第 1 号に規定する特定連結子法人の欠損金額については、連結グループ内で生じた欠損金額と同等のものとみることができ、また、適格組織再編成の要件を満たしており租税回避という問題もあまり生じないものであると考えられることから、例外的に連結欠損金額とみなすこととされ、繰越控除を認めることとされている。また、〔…〕法人税法第 57 条第 6 項が連結納税から離脱後に単体納税における欠損金額として引き継ぐことを認めているのは、単体納税においては他の法人の所得から控除できないなど、租税回避に利用することは難しく、課税上弊害がないことによるものである。

<sup>24</sup> ただし、理論的には、この説明がそのまま受け入れられている訳ではありません。例えば、岡村忠生『法人税法講義〔第 3 版〕』（成文堂、2007）501 頁は「連結申告への移行があっても、損益の平準化は必要であると考えられるから、欠損金額の破棄は、税収減に対応する必要からと考ざるを得ない」と述べ、加入前に生じた繰越欠損金を切り捨てる根拠は、端的に税収減への対応でしかないと指摘しています。増井良啓「連結納税制度を巡る若干の論点（Ⅲ）—法人税制の変容を中心として」税研 93 号（2000）132 頁は「SRLY ルール自体は、必ずしも租税回避の否認規定の性格を持つとは限らない。むしろ、メンバー法人の加入・離脱に伴って、連結所得を正確に算定するための規定として設計することも十分に可能である」と述べ、繰越欠損金の連結納税への持込みに関する論点を、租税回避防止の議論に矮小化して論じる必然性はないことを指摘しています。また、租税回避防止という消極的理由に依拠するのではなく、そもそも租税属性の移転が許容される条件の体系化・理論化を推し進めることが重要性も、かねてより指摘されています（酒井貴子『法人課税における租税属性の研究』（成文堂、2011）116-119 頁、同「欠損金の移転」金子宏監修『現代租税法講座 第 3 卷 企業・市場』（日本評論社、2017）228-232 頁等参照）。

<sup>25</sup> 泉ほか・前掲（注 13）244 頁〔佐々木＝椎谷＝松沢〕。

これに対して、本件株式交換 2は、本来、〔P 社連結納税〕に持ち込むことができない〔X 社ら旧欠損金個別額〕について、当初から〔新 X 社連結納税〕に持ち込んで本件株式交換 2及び本件交換 2後加入により〔新 X 社連結納税〕に加入した他の黒字見込み法人の個別所得金額を含む連結所得の金額から控除することを目的として行われたものである。よって、〔X 社ら〕が本件株式交換 2を行うことによって法人税法第 81 条の 9 第 2 項第 1 号の適用を免れ、同法第 57 条第 6 項の適用を受けて〔X 社ら旧欠損金個別額〕を〔X 社ら単体欠損金額〕に引き継ぎ、更に〔新 X 社連結納税〕に持ち込んで同法第 81 条の 9 第 1 項の適用を受けて〔新 X 社連結納税〕の連結所得の金額から控除したことは、連結納税制度を利用して税負担を減少させることを意図し、同条第 2 項第 1 号の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を免れ、同法第 57 条第 6 項及び同法第 81 条の 9 第 1 項の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受ける行為というべきである  
(強調は引用者による)

本件裁決の叙述をみると、法人税法 81 条の 9 第 1 項（及び 2 項 1 号）と法人税法 57 条 6 項のいずれの趣旨・目的についても、租税回避防止、あるいは租税回避困難で課税上弊害がないことが前提となっていると理解しているように見受けられます。その上で、本来なら P 社連結納税への X 社らの加入に伴い切り捨てられておかしくなかった X 社ら旧欠損金個別額について、かかる切捨てを回避した上で、黒字見込み法人を連結子法人に含む新 X 社連結納税を開始し、これを消化する目的で本件株式交換 2が行われたとして、上記の規定の趣旨・目的に反するとの結論が示されています。

以上のはかには、審査請求人は「〔X 社ら〕は、〔P 社連結納税〕において連結納税申告をしていないため、損益通算のメリットを全く享受していないにもかかわらず、これまでの欠損金額を切り捨てるというデメリットだけを負担すべき理由がなく、租税回避といわれる筋合いがない」等と主張しました。しかし、審判所は「〔X 社ら〕が、〔P 社連結納税〕において連結納税申告をしていたか否かは、上記判断を左右しない」と明言し、かかる主張を退けています。

なお、本件では争点にはなっていないようですが、新 X 社連結納税を開始するための本件再申請に関して、法人税法 4 条の 3 第 2 項 3 号二に基づき、その申請を行っている連結予定法人につき「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる」場合には、本件再申請を却下することも制度上可能であったと考えられます。もっとも、本件裁決ではこの点に関する言及は見当たらないところです。

## 6. 結論

審判所は、以上の検討を踏まえて次のように述べ、本件は法人税法 132 条の 3 の不当性要件を満たす事案であると結論付けました。

「(イ) […] 本件株式交換 2は、それを行っても実質的な資本関係は何ら変更が生じないにもかかわらず、本件株式交換 1 から短期間のうちに行われた、連結納税制度では通常は想定しない手順や方法に基づいたものであり、また、実態とは乖離して、〔X 社〕における〔P 社〕による連結完全支配関係を消滅させる形式を作出するものであり、不自然なものである。また、[…] 本件株式交換 2には、〔旧 X 社連結納税〕で生じた連結欠損金額を活用するという税負担の減少以外に合理的な理由となる事業目的等があったとは認められない。」

そして、[…] 本件株式交換 2は、連結納税制度を利用して税負担の減少を意図し、本件一連の行為を計画した上で行われたものであって、法人税法第 4 条の 2、同法第 4 条の 5 第 2 項第 5

号、同法第 57 条第 6 項並びに同法第 81 条の 9 第 1 項及び同条第 2 項第 1 号の本来の趣旨及び目的を逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められる。

(口) 以上のことから、本件一連の行為を前提として行われた本件株式交換 2 は、連結納税制度に係る上記の各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものと認められる。

よって、〔X 社〕が本件株式交換 2 を行い、その後に開始した〔新 X 社連結納税〕において、〔X 社ら新欠損金個別額〕に係る連結欠損金額相当額を損金の額に算入したことは、法人税法第 132 条の 3 に規定する「法人税の負担を不当に減少させる結果となる」と認められる」

## IV おわりに

本件裁決は、東京国税不服審判所によるものであり、行政内部における最終的な判断にとどまるものであります。したがって、司法判断である裁判所の判決と比較すれば、法解釈の基礎としての規範的意義は相対的に限定的であると解されます。納税者が本件裁決を不服として訴訟を提起した場合には、裁判所が改めて法人税法 132 条の 3 の適用関係について判断を示すこととなり、その場合には当該裁判例が本件裁決よりも法解釈論上は重視されることになります。しかし、現時点では提訴の有無は不明であり、また、仮に訴訟が提起されたとしても、確定的な司法判断が得られるまでには相応の時間を要することが予想されます。

そして、法人税法 132 条の 3 は、2002 年に連結納税制度が創設されて以来 20 年以上を経過しているにもかかわらず、適用事例は一般には知られておらず、その解釈に関しては不透明な部分が少なからず存在してきました。このような状況を踏まえれば、当面は本件裁決が同条の解釈に関する実務上の一つの参考点として位置付けられることになる可能性が高いと考えられます。今後は、本件裁決を契機として、関連する議論の蓄積が進むことが期待されます。

本ニュースレターは、本件裁決の結論の当否について評価を加えるものではありません。一方で、連結完全支配関係の成立又は消滅を意図的に操作する所謂『連結外し』について法人税法 132 条の 3 の適用可能性が従前より議論されてきたことを踏まえると<sup>26</sup>、本件裁決をその文脈に位置付け、審判所の結論を支持する見解もあり得るかもしれません。しかし、そのような立場を探る場合であっても、審判所が本件裁決において提示した論理構成について批判的に検証し、課税実務に予期せぬ波及がないのかを慎重に検討する必要性は失われません。本件裁決の登場が今後の実務に与える影響については、引き続き注視することが求められます。

以 上

<sup>26</sup> 例えば、足立好幸「連結納税採用会社の調査対策のポイント」旬刊経理情報 1426 号（2015）25 頁は、法人税法 132 条の 3 が適用され得る場面として「ある子法人について、当初は繰越欠損金の切捨てなどが生じるため、外国子法人や知人に株式を所有させることによって『連結納税外し』を行っていたが、その後、大きな赤字が生じることが予想されるタイミングで外国子法人や知人から株式を買い取り連結納税に加入させるなど、ある子法人について、連結納税からの除外、加入、離脱を意図的に、あるいは不自然に操作（『連結納税外し』の操作）することによって法人税の負担が減少するケース」を指摘していました。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター 購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)